

山口県報

令和8年
5月26日
(火曜日)

目次

○告示

保安林予定森林(萩市) (森林整備課)

保安林の指定(周南市) (森林整備課)

道路の区域の変更(道路整備課)

道路の供用の開始(道路整備課)

○公告

契約の締結(技術管理課)

宇部都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)



山口県告示第二百二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和八年五月二十六日

山口県知事

村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字佐々並字岡ノ迫五〇五七、五〇五九、五〇六〇

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和八年五月二十六日

山口県知事

村岡 嗣政

一 保安林の所在場所

周南市大字樋口字上大原一五一七、一五二〇、一五二一、一〇八六五、字一ノ大原一〇四三五、一〇四三六、一〇四四二、一〇四四四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
周南市大字樋口字上大原一五一七・一〇八六五・字一ノ大原一〇四三五・一〇四三六(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

産部森林整備課及び周南市産業振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年五月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
路線名 小野木田線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
宇部市大字木田字落畑一四三の一地 先から 同市 同大字 同字一四四の一地先 まで	最狭 一七・三 最広 二二・三 六六・〇	最狭 一九・三 最広 二二・三 六六・〇	九四・八	九四・八	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第二百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年五月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 小野木田線	宇部市大字木田字落畑一四三の一地先から 同市 同大字 同字一四四の一地先まで	令和八年五月二十 七日



(二五四) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和八年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
土木建築部技術管理課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
土木設計積算システム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
FLCS株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地
- 六 契約金額
四千五十二万四千円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
土木建築部技術管理課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
電子入札システムに係るコアシステムカスタマイズ部改修等業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日

令和八年四月十六日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号

六 契約金額

五千九百八十八万四千円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(一五五) 宇部都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

宇部市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による宇部都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和八年五月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画道路三・三・三柳ヶ瀬丸河内線

宇部都市計画道路三・三・八琴芝宇部港線

宇部都市計画道路三・四・十二恩田通線

宇部都市計画道路三・五・十八東本町明治町線

宇部都市計画道路三・五・十九寿町新天町線

宇部都市計画道路三・五・二十松山町錦町線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

令和八年五月二十六日印刷

発行人所

山口県知事